

トレーニング場利用者の講習会について

いつも当センターを御利用いただきありがとうございます。

平成30年度（平成30年4月1日）から、トレーニング場利用者の講習会が以下のとおり変更になりますので、何卒よろしくお願い致します。

●講習会の受講免除の取り扱いの廃止について

従来、当センターは他施設の会員証等があれば、講習会の受講を免除し利用証を発行しておりましたが、平成30年度からは、この取り扱いを廃止いたします。

従って、トレーニング場を新たにご利用される方は、当センターの講習会を必ず受けていただくことになります。

【取り扱いを廃止した理由】

- (1) 当センターの施設の特徴等を踏まえ、マナーや注意事項を利用者全員に周知徹底する必要がある。
- (2) 当センター周辺には、官民含めて様々なトレーニング施設がありその会員証等を一律に取り扱うことが難しい状況である。
- (3) ウェイトトレーニングなどに関し、様々なスキルを持った方からそのスキルを根拠に、講習会免除の要望が出されることがあるがこれらに対し、公平・公正に対応することが難しい状況である。

●講習会の申込について

従来、受講の際は当日申込も受け付けておりました。

平成30年度からは講習会の受講免除の取り扱いの廃止に伴い、受講者数の増加が見込まれるため、受講には事前の申込を必須とする事と致しました。

なお、講習会1回あたりの定員は30名とさせていただきます。

●利用修了証の顔写真について

当センターでは修了証の悪用防止、本人確認の為に修了証への顔写真の貼付をお願いしておりますが、未だに顔写真の無い方がおられます。

これを機会に顔写真の無い修了証をお使いの方に対しては改めて顔写真の貼付をお願い致します。

応じて頂けない場合はトレーニング場の利用をお断りさせて頂く事も検討しています。